

令和4年度市民税・県民税

市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。その税金のひとつに住民税があり、市民税と県民税を合わせたものをいいます。

個人の住民税は、納税義務のある方が、均等の額で負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から、前年の所得に基づいて課税されます。

☎課税課 (☎内線2237)

市・県民税が課税される方

令和4年1月1日現在で

- ・市内に居住し、令和3年1月から12月までに一定以上の所得があった方
- ・市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)

※前年の収入がない場合でも、国民健康保険税の算定やマル福、児童扶養手当などの受給要件の確認などのため、「市・県民税申告書」の提出が必要な場合があります。

市・県民税が課税されない方

- ・令和3年1月から12月までに所得がなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦・寡夫・ひとり親で、令和3年1月から12月までの合計所得金額が135万円以下の方
- ・令和3年1月から12月までの合計所得金額が、次の金額以下の方

扶養親族がいない方…42万円以下

扶養親族がいる方…

$32万円 \times [(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の数] + 28万9000円$ 以下

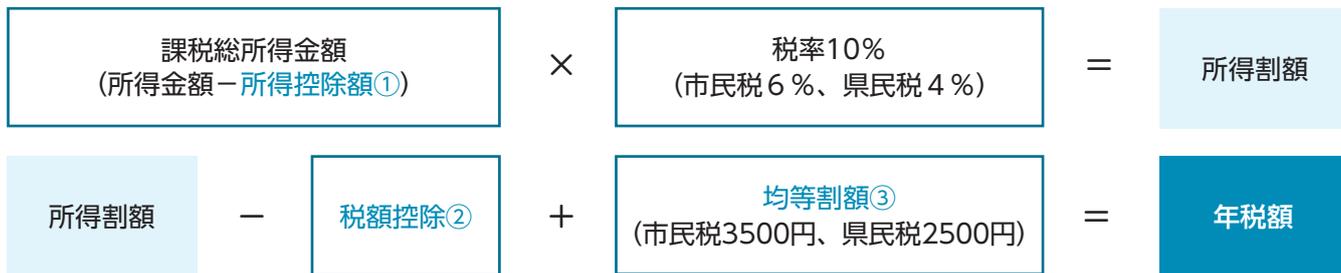
市・県民税を納める方法

次のいずれかの方法で納めてください。

主な対象者	納める方法	
事業所得者など	納税通知書で納める (普通徴収)	市から個人宛てに直接送付する納税通知書(6月中旬発送予定)により、年税額を令和4年6月、8月、10月、令和5年1月の4回の納期に分けて納めていただきます。
給与所得者	勤務先が給与から差し引いて納める (特別徴収)	年税額を令和4年6月から令和5年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めていただきます。
公的年金受給者	公的年金から差し引いて納める (年金特別徴収)	年税額を令和4年4月から令和5年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

広告

市・県民税額の計算方法



①所得控除の種類

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、勤労学生控除、寡婦(ひとり親)控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

②税額控除

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除、株式等譲渡所得割額控除

※市・県民税には、政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

③均等割額

市民税には復興税(500円)が、県民税には復興税(500円)と森林湖沼環境税(1000円)が含まれます。

※土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率など、細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。
 ※新型コロナウイルス感染症などの影響により、3月16日以降に確定申告をされた方については、年度途中で市・県民税額が変更になる場合があります。また、国民健康保険税などの算定にも影響が出る場合があります。

令和4年度市・県民税証明書の発行

証明書の種類…所得証明書、課税証明書、非課税証明書
 発行窓口…課税課、市民課、各支所・出張所

対象者	証明書の発行開始日
給与からの特別徴収のみで納める方	5月13日(金)
普通徴収・年金からの特別徴収で納める方	6月1日(水)
どなたかの扶養になっている方	6月1日(水)

※コンビニ交付は6月1日(水)から利用できます。
 ※申請に必要なものなど、詳しくはホームページをご覧ください。



令和4年度の主な改正点

- ・住宅ローン控除の特例の延長など
 - ・退職所得課税の見直し
 - ・セルフメディケーション税制の見直し
 - ・子育て支援に要する費用に係る税制上の措置
- ※改正内容など、詳しくはホームページをご覧ください。



広告

広告